

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 30 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 0930 第 4 号
令和 2 年 9 月 30 日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 2 年 10 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号)の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料の定義について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和2年3月5日保医発0305第9号)の一部改正について

- 1 の3の130(4)中の「対象血管内径 2.75mm から 5.0mm」を「対象血管内径 2.5mm から 5.0mm」に改める。
- 2 の3の132(3)中の「脳動脈瘤治療用フローダイバーター」を「脳動脈瘤治療用フローダイバーター又は中心循環系血管内塞栓促進用補綴材」に改める。

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

- 1 別表の の 065(3) イ中の「ポーラス状のタンタル」を「ポーラス状のタンタル又はチタン合金」に改める。
- 2 別表の の 065(3) ウ中の「ベースプレートパッド」を「ベースプレートパッド又はコンポーネント」に改める、エ中の「ポーラス状のタンタル」を「ポーラス状のタンタル又はチタン合金」に改める。

(別添1参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第9号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001~129 (略) 130 心臓手術用カテーテル (1)~(3) (略) (4) 冠動脈用ステントセット・救急処置型は、対象血管内径\geq .5mmから5.0mmの冠動脈又は伏在静脈グラフトに穿孔が生じ、心嚢内への止血が困難な血液漏出がある患者に対する救命の為の緊急処置に使用された場合のみ算定できる。 (5)~(8) (略) 131 (略) 132 ガイディングカテーテル (1)・(2) (略) (3) 高度屈曲対応型は、<u>脳動脈瘤治療用フローダイバーター又は中心循環系血管内塞栓促進用補綴材の留置を補助する目的で使用した場合に限り算定できる。</u> (4) (略) 133~207 (略) 4~6 (略) ~ (略)</p>	<p>診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001~129 (略) 130 心臓手術用カテーテル (1)~(3) (略) (4) 冠動脈用ステントセット・救急処置型は、対象血管内径\geq .75mmから5.0mmの冠動脈又は伏在静脈グラフトに穿孔が生じ、心嚢内への止血が困難な血液漏出がある患者に対する救命の為の緊急処置に使用された場合のみ算定できる。 (5)~(8) (略) 131 (略) 132 ガイディングカテーテル (1)・(2) (略) (3) 高度屈曲対応型は、<u>脳動脈瘤治療用フローダイバーターの留置を補助する目的で使用した場合に限り算定できる。</u> (4) (略) 133~207 (略) 4~6 (略) ~ (略)</p>

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表) (略) 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~064 (略) 065 人工肩関節用材料 (1) (略) (2) (略) (3) 機能区分の定義 略 肩甲骨側材料・グレノイドコンポーネント・特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア (略) イ 骨との固定力を強化するための以下の加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 ポーラス状のタンタル又はチタン合金による表面加工 ~ 肩甲骨側材料・ベースプレート・特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア・イ (略) ウ 関節窩ヘッドの設置位置を側方移動するためのベースプ</p>	<p>(別表) (略) 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~064 (略) 065 人工肩関節用材料 (1) (略) (2) (略) (3) 機能区分の定義 略 肩甲骨側材料・グレノイドコンポーネント・特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア (略) イ 骨との固定力を強化するための以下の加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 ポーラス状のタンタルによる表面加工 ~ 肩甲骨側材料・ベースプレート・特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア・イ (略) ウ 関節窩ヘッドの設置位置を側方移動するためのベースプ</p>

レートパッド又はコンポーネントを有すること。

エ 骨との固定力を強化するための以下の加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。

ポーラス状のタンタル又はチタン合金による表面加工

～ (略)

066～207 (略)

～ (略)

レートパッドを有すること。

エ 骨との固定力を強化するための以下の加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。

ポーラス状のタンタルによる表面加工

～ (略)

066～207 (略)

～ (略)